

産業技術の流出防止及び保護に関する法律(略称:産業技術保護法)

「2020. 2. 21 施行」 「法律第 16476 号 2019. 8. 20 一部改正」

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) この法律は、産業技術の不正な流出を防止し、産業技術を保護することにより国内産業の競争力の強化を図り、もって国家の安全保障と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条(定義) この法律で使用する用語の定義は、次のとおりである。

1. 「産業技術」とは、製品又は用役の開発・生産・普及及び使用に必要な諸般の方法あるいは技術上の情報の中で行政機関の長(該当業務が委任又は委託された場合には、その委任又は委託された機関や法人・団体の長をいう。)が産業競争力の向上や流出防止等のためにこの法律又はその他の法律やこの法律又はその他の法律で委任した命令(大統領令・総理令・副令に限る。以下この条において同じ。)に従い指定・告示・公告・認証する次の各目のいずれかに該当する技術をいう。

イ. 第 9 条により告示された国家核心技術

ロ. 「産業発展法」第 5 条により告示された先端技術の範囲に属する技術

ハ. 「産業技術革新促進法」第 15 条の 2 により認証された新技術

ニ. 「電力技術管理法」第 6 条 2 により指定・告示された新たな電力技術

ホ. 「環境技術及び環境産業支援法」第 7 条により認定された新技術

ヘ. 「建設技術振興法」第 14 条により指定・告示された新たな建設技術

ト. 「保健医療技術振興法」第 8 条により認定された保健新技術

チ. 「根幹産業振興と先端化に関する法律」第 14 条により指定された核心根幹技術

リ. その他の法律又は該当法律で委任した命令に基づき、指定・告示・公告・認証する技術の中で産業通商資源部長官が官報に告示する技術

2. 「国家核心技術」とは、国内外市場において占める技術的・経済的価値が高い技術、又は関連産業の成長潜在力が高く、海外へ流出される場合に国家の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響をきたすおそれのある技術であって、第 9 条の規定により指定された産業技術をいう。

3. 「国家研究開発事業」とは、「科学技術基本法」第 11 条の規定により関係中央行政機関の長が推進する研究開発事業をいう。

4. 「対象機関」とは、産業技術を保有した企業・研究機関・専門機関・大学等をいう。

第3条(国等の責務) ①国は、産業技術の流出防止と保護に必要な総合的な施策を策定し推進しなければならない。

②国・企業・研究機関及び大学等の産業技術の開発と普及並び活用に関連した全ての機関は、この法律の適用において、産業技術研究開発者等の関連従事者が、不当な待遇と善意の被害を受けないようにし、産業技術及び知識の拡散と活用が制約されないように努めなければならない。

③すべての国民は、産業技術の流出防止に対する関心と認識を高め、各自の職業倫理意識を養うために努めなければならない。

第4条(他の法律との関係) 産業技術の流出防止及び保護に関しては、その他の法律に特別の規定がある場合を除いては、この法律で定めるところによる。

第2章 産業技術の流出防止及び保護政策の策定・推進

第5条(総合計画の策定・施行) ①産業通商資源部長官は、産業技術の流出防止及び保護に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を策定・施行しなければならない。

②産業通商資源部長官は総合計画を策定するにあたり、予め関係中央行政機関の長と協議の上で、第7条の規定により産業技術保護委員会の審議を経なければならない。

③総合計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 産業技術の流出防止及び保護に関する基本目標と推進方向
2. 産業技術の流出防止及び保護に関する段階別目標と推進方案
3. 産業技術の流出防止及び保護に対する広報と教育に関する事項
4. 産業技術の流出防止及び保護の基盤構築に関する事項
5. 産業技術の流出防止及び保護のための技術研究開発に関する事項
6. 産業技術の流出防止及び保護に関する情報収集・分析・加工と普及事項
7. 産業技術の流出防止及び保護のための国際協力に関する事項
8. その他の産業技術の流出防止及び保護のために必要な事項

④産業通商資源部長官は、総合計画の策定のために関係中央行政機関の長に必要な資料の提出を要請することができる。この場合、資料提出の要請を受けた機関の長は、特別な事由がない限り、これに協力しなければならない。

第6条(施行計画の策定・施行) ①関係中央行政機関の長は、総合計画に従い毎年産業技術の流出防止及び保護に関する施行計画(以下「施行計画」という。)を策定・施行しなければならない。

②施行計画の策定・施行に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第7条(産業技術保護委員会の設置等) ①産業技術の流出防止及び保護と関連して、次の各号の事項を審議するために産業通商資源部長官所属下に産業技術保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

1. 総合計画の策定及び施行に関する事項
2. 第9条の規定による国家核心技術の指定・変更及び解除に関する事項
3. 第11条の規定による国家核心技術の輸出等に関する事項
4. 第11条の2による国家核心技術を保有する対象機関の海外買収・合併等に関する事項
5. その他産業技術の流出防止及び保護のために必要なものであって、大統領令で定める事項

②委員会は、委員長1人を含む25人以内の委員で構成する。この場合、委員の中には第3項第3号の規定に該当する者が5人以上含まなければならない。

③委員長は産業通商資源部長官がなり、委員は次の各号の者となる。

1. 関係中央行政機関の次官・次長又はこれに相当する公務員の中から大統領令で定める者
2. 産業技術の流出防止業務を遂行する情報捜査機関の長が指名する者
3. 産業技術の流出防止及び保護に関する学識と経験が豊かな者であって、委員長が性別を考慮して委嘱する者

④委員会に幹事1人を置き、その幹事は産業通商資源部所属公務員の中から委員長が指名する者となる。

⑤産業技術の流出防止及び保護と関連し、次の各号の事項を事前に専門的に検討すべく、委員会に分野別の専門委員会を置く。

1. 委員会の審議事項に対する事前検討
2. 大統領令で定めるところによる委員会から委任された事項
3. その他産業技術の流出防止及び保護のために必要な実務的事項として大統領令で定める事項

⑥第1項から第5項まで規定した事項以外に、委員会及び分野別専門委員会の構成・運営等に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第3章 産業技術の流出防止及び管理

第8条(保護指針の制定等) ①産業通商資源部長官は、産業技術の流出を防止し、産業技術を保護するために必要な方法・手続き等に関する指針(以下「保護指針」という。)を関係中央行政機関の長と協議して制定して、これを対象機関において活用できるようにしなければならない。

②産業通商資源部長官は、産業技術の発展趨勢及び国内の市場環境等を勘案し、関係中央行政機関の長と協議の上、保護指針を修正又は補完することができる。

第9条(国家核心技術の指定・変更及び解除等) ①産業通商資源部長官は、国家核心技術として指定されるべき対象技術(以下この条において「指定対象技術」という。)を選定するか、又は関係中央行政機関の長により、その所管の指定対象技術を選定・通報を受けた場合には、委員会の審議を経て国家核心技術に指定することができる。この場合、産業通商資源部長官が選定した指定対象技術がその他の中央行政機関の長の所管である場合には、委員会の審議前に該中央行政機関の長と協議を経なければならない。

②産業通商資源部長官及び関係中央行政機関の長は、指定対象技術を選定するにあたり、該技術が国家安保及び国民経済に及ぼす波及効果、関連製品の国内外の市場占有率、該分野における研究動向及び技術拡散の調和等を総合的に考慮して必要最小限の範囲内で選定しなければならない。

③産業通商資源部長官は、国家核心技術の範囲又は内容の変更若しくは指定の解除が必要であると認められる技術を選定するか、又は関係中央行政機関の長からその所管の国家核心技術の範囲又は内容の変更若しくは指定の解除の要請を受けた場合は、委員会の審議を経て変更又は解除することができる。この場合、産業通商資源部長官が選定した技術がその他の中央行政機関の長の所管である場合は、委員会の審議前に該中央行政機関の長と協議を経なければならない。

④産業通商資源部長官は、第1項の規定により国家核心技術を指定するか、又は第3項の規定により国家核心技術の範囲又は内容を変更又は指定を解除した場合は、これを告示しなければならない。

⑤委員会は、第1項及び第3項の規定により国家核心技術の指定・変更又は解除に対する審議において、指定対象技術を保有・管理する企業等の利害関係者の要請がある場合は、大統領令で定めるところにより意見を陳述する機会を与えなければならない。

⑥対象機関は、該機関が保有している技術が国家核心技術に該当するか否かに対する判断を大統領令で定めるところにより、産業通商資源部長官に申請することができる。

る。

⑦第1項及び第3項の規定による国家核心技術の指定・変更及び解除の基準・手続き、その他必要な事項は大統領令で定める。

第9条の2(国家核心技術情報の非公開) ①国家機関、地方自治団体、「公共機関の運営に関する法律」第2条による公共機関及びその他大統領令で定める機関は、国家核心技術に関する情報を公開してはならない。ただし、国家安定保障及び国民経済の発展に悪影響をきたすおそれがない場合には、公開することができる。

②第1項の但し書きにより、国家核心技術に関する情報を公開しようとする場合には、情報公開の申請を受けた日から20日以内に書面若しくは電子文書にて利害関係者の意見を聞いて産業通商資源部長官及び関係部処の長の同意を得た後、委員会の審議を経なければならない。

第10条(国家核心技術の保護措置) ①国家核心技術を保有・管理している対象機関の長は、国家核心技術の流出を防止するために、次の各号による措置を取らなければならない。

1. 保護区域の設定・立入り許可又は立入り時の携帯品の検査
2. 国家核心技術を取り扱う専門人材の離職管理及び秘密保持等に関する契約締結
3. その他国家核心技術流出防止のために大統領で定める事項

②第1項の規定による措置に関して必要な事項は、大統領令で定める

③何人も、正当な事由なしに第1項の保護措置を拒否・妨害又は忌避してはならない。

第11条(国家核心技術の輸出等) ①国から研究開発費の支援を受けて開発した国家核心技術を保有する対象機関が、該当の国家核心技術を外国企業等に売却又は移転等の方法で輸出(以下「国家核心技術の輸出」という。)する場合は、産業通商資源部長官の承認を得なければならない。

②産業通商資源部長官は、第1項の規定による承認申請に対して国家核心技術の輸出に伴う国家安保及び国民の経済的な波及効果等を検討し、関係中央行政機関の長と協議した上、委員会の審議を経て承認することができる。

③第1項の規定により承認を得た国家核心技術が「対外貿易法」第19条第1項の技術である場合は、同条第2項により許可を得たものとみなし、「防衛事業法」第30条及び第34条の国防科学技術及び防産物資である場合には、同法第57条第2項により許可を得たものとみなす。この場合、産業通商資源部長官は事前に申告をしなければならない。

④第1項の規定による承認対象以外の国家核心技術を保有・管理している対象機関が国家核心技術の輸出をしようとする場合には、産業通商資源部長官に事前に申告をしなければならない。

⑤産業通商資源部長官は、第4項に掲げる申告対象である国家核心技術の輸出が、国家安保に深刻な影響を与えると判断した場合には、関係中央行政機関の長と協議の上、委員会の審議を経て国家核心技術の輸出中止・輸出禁止・原状回復等の措置を命ずることができる。

⑥第4項に掲げる申告対象である国家核心技術を輸出しようとする者は、該当の国家核心技術が国家安保と関連するか否かに対し、産業通商資源部長官に事前検討を申請することができる。

⑦産業通商資源部長官は、国家核心技術を保有した対象機関が第1項の規定による承認を得ていないか、又は不正な方法で承認を得て国家核心技術の輸出をした場合又は第4項の規定による申告対象の国家核心技術について申告をしていないか、又は虚偽で申告して国家核心技術の輸出をした場合には、情報捜査機関の長に調査を依頼し、その調査結果を委員会に報告したあとに委員会の審議を経て、該当の国家核心技術の輸出中止・輸出禁止・原状回復等の措置を命ずることができる。

⑧委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象機関の意見を聴取することができる。

1. 第2項の規定による承認申請に対する審議

2. 第5項の規定による国家安保に深刻な影響を与える国家核心技術の輸出中止・輸出禁止・原状回復審議

3. 第7項の規定による未承認又は不正承認及び未申告又は虚偽申告等に対する国家核心技術の輸出中止・禁止・原状回復の審議

⑨産業通商資源部長官は、第1項の規定による承認又は第4項の規定による申告と関連し、分野別専門委員会をして検討させることができ、関係中央行政機関の長又は対象機関の長に資料提出等の必要な協力を要請することができる。この場合、関係中央行政機関の長及び対象機関の長は、特別な事由がない限り、これに協力しなければならない。

⑩第1項の承認、第4項の申告、第5項及び第7項の輸出中止・輸出禁止・原状回復等の措置及び手続き等に関する細部的な事項は、大統領令で定める。

⑪第6項の規定による国家核心技術が、国家安保と関連するの否かの事前検討申請についての必要な事項は、大統領令で定める。

第 11 条の 2(国家核心技術を保有する対象機関の海外買収・合併等)①国より研究開発費の支援を受けて開発した国家核心技術を保有する対象機関が、大統領令で定める海外買収・合併、合作投資等外国人投資(以下「海外買収・合併等」という。)を進めようとする場合は、予め産業通商資源部長官の承認を得なければならない。

②第 1 項の対象機関は、大統領令で定める外国人(以下この条において「外国人」という。)により海外買収・合併等が進められることを知った場合は、遅滞なく産業通商資源部長官に申告しなければならない。

③産業通商資源部長官は第 2 項により対象機関から申告を受けた場合、海外買収・合併等を進めようとする外国人に対し、第 1 項による承認手続きの協力を要請することができる。この場合、要請を受けた外国人は特別な事由がない限り、これに従わなければならない。

④産業通商資源部長官は第 1 項による承認申請を受けた場合、海外買収・合併等が国家安保に与える影響について検討し、関係中央行政機関の長と協議した上、委員会の審議を経て承認することができる。

⑤第 1 項による承認対象以外の国家核心技術を保有・管理している対象機関において海外買収・合併等を進めようとする場合は、産業通商資源部長官に予め申告しなければならない。

⑥第 5 項の対象機関は、外国人により海外買収・合併等が進められていることを知った場合は、遅滞なく産業通商資源部長官に申告しなければならない。

⑦産業通商資源部長官は第 1 項、第 5 項及び第 6 項による国家核心技術の流出が国家安保に深刻な影響を与えると判断した場合は、関係中央行政機関の長と協議した上、委員会の審議を経て、海外買収・合併等に対して中止・禁止・原状回復等の措置を命ずることができる。

⑧第 1 項、第 5 項及び第 6 項による海外買収・合併等を進めようとする者は、該当の海外買収・合併等と関連して、次の各号の事項に関する疑問があるときには、大統領令で定めるところにより、産業通商資源部長官に予め検討を申請することができる。

1. 該当の国家核心技術が国家安保と関連しているか否か
2. 該当の海外買収・合併等が第 1 項の承認対象であるか否か、及び第 5 項・第 6 項の申告対象であるか否か
3. その他該当の海外買収・合併等に関する疑問がある事項

⑨産業通商資源部長官は、国家核心技術を保有する対象機関が、第 1 項による承認を得ていないか、又は虚偽やその他の不正な方法で申告をしたあとで海外買収・合併等を行った場合には、情報捜査機関の長に調査を依頼してその調査結果を委員会に報告

した上、委員会の審議を経て該当の海外買収・合併等に対する中止・禁止・原状回復等の必要な措置を命ずることができる。

⑩委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象機関の意見を聴取することができる。

1. 第1項による承認申請に対する審議

1の2. 第5項及び第6項による申告に対する審議

2. 第7項による国家安保に深刻な影響を与える海外買収・合併等に対する中止・禁止・原状回復等の審議

3. 第7項の措置による対象機関の損害に対する審議

4. 第9項による未承認、不正承認、未申告又は虚偽申告等に対する海外買収・合併等
の中止・禁止・原状回復等の審議

⑪産業通商資源部長官は、第1項による承認申請又は第5項及び第6項による申告について分野別専門委員会に検討させることができ、関係中央行政機関の長又は対象機関の長に資料提出等の必要な協力を要請することができる。この場合、関係中央行政機関の長及び対象機関の長は特別な事由がない限り、これに協力しなければならない。

⑫第1項の承認、第2項・第5項及び第6項の申告、第7項及び第9項の中止・禁止・原状回復等の措置及び手続き等に関する細部的な事項は、大統領令で定める。

第12条(国家研究開発事業の保護管理) 対象機関の長は、産業技術と関連した国家研究開発事業を遂行する過程において、開発成果物が外部に流出されないよう必要な対策を策定・施行しなければならない。

第13条(改善勧告) ①産業通商資源部長官は、第10条の規定による国家核心技術の保護措置及び第12条の規定による国家研究開発事業の保護管理と関連して必要であると認められる場合、対象機関の長に対して改善を勧告することができる。

②第1項の規定により改善勧告を受けた対象機関の長は、改善対策を策定・施行し、その結果を産業通商資源部長官に通報しなければならない。

③産業通商資源部長官は第1項による対象機関の長に改善勧告をした場合、該当の改善勧告の主要内容及び理由、対象機関の措置結果等を委員会に報告しなければならない。

④第1項及び第2項による改善勧告及び改善対策の策定・施行及び第3項による委員会に報告するために必要な事項は、大統領令で定める。

第 14 条(産業技術の流出及び侵害行為の禁止) 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

1. 窃取・欺罔・脅迫、その他不正な方法で対象機関の産業技術を取得する行為又はその取得した産業技術を使用又は公開(秘密を保持しながら特定人に知らせることを含む。以下同じ)する行為

2. 第 34 条の規定又は対象機関との契約等により、産業技術に対する秘密保持の義務がある者が不正な利益を得るか、又はその対象機関に損害を加える目的で流出又はその流出した産業技術を使用又は公開するか、又は第三者に使用させた行為。

3. 第 1 号又は第 2 号の規定に該当する行為が介入された事実を知らずながらその産業技術を取得・使用及び公開したか、又はその産業技術を取得した後で、その産業技術に対して第 1 号又は第 2 号の規定に該当する行為が介入された事実を知らずながらその産業技術を使用又は公開する行為

4. 第 1 号又は第 2 号の規定に該当する行為が介入された事実を重大な過失と知らず、その産業技術を取得・使用及び公開したか産業技術を取得したあとで、その産業技術に対して第 1 号又は第 2 号の規定に該当する行為が介入された事実を重大な過失と知らず、その産業技術を使用又は公開する行為

5. 第 11 条第 1 項の規定による承認を得ていないか、又は不正な方法で承認を得て国家核心技術の輸出を推進する行為

6. 国家核心技術を外国で使用したか、又は使用する目的で、第 11 条の 2 第 1 項による承認を得ていないか、又は虚偽やその他不正な方法で承認を得て海外買収・合併等を行う行為

6 の 2. 国家核心技術を外国で使用したか、又は使用する目的で、第 11 条の 2 第 5 項及び第 6 項による申告をしていないか、又は虚偽やその他不正な方法で申告をして海外買収・合併等を行う行為

6 の 3. 第 34 条又は対象機関との契約等により、産業技術に対する秘密保持義務がある者が、産業技術に対する保有又は使用権限が消滅されたことにより、対象機関より産業技術に関する文書、図画、電子記録等の特殊媒体記録の返還や産業技術の削除を要求されたにも関わらず、不正な利益を得たか、又はその対象機関に損害を加える目的でこれを拒否又は忌避又はその写本を保有する行為

7. 第 11 条第 5 項・第 7 項及び第 11 条の 2 第 7 項・第 9 項による産業通商資源部長官の命令を履行しない行為

8. 産業技術関連の訴訟等、大統領令で定める適法な経路を通じて産業技術が含まれた情報の提供を受けた者が、情報の提供を受けた目的以外の用途でその情報を使用又は公開する行為

第 14 条の 2(産業技術侵害行為に対する禁止請求権等) ①対象機関は産業技術侵害行為をしたか、又はしようとする者に対し、その行為により営業上の利益が侵害されたか、又は侵害されるおそれがある場合には、法院にその行為の禁止又は予防を請求することができる。

②対象機関が第 1 項による請求をするときには、侵害行為を造成した物の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害行為の禁止又は予防のために必要な措置を併せて請求することができる。

③第 1 項により産業技術の侵害行為の禁止又は予防を請求できる権利は、産業技術侵害行為が続く場合に対象機関がその侵害行為により営業上の利益が侵害されたか、又は侵害されるおそれがあるという事実及び侵害行為者を知った日から 3 年間の間に行使しなければ時効により消滅する。その侵害行為が始まった日から 10 年が経過しても同様である。

第 14 条の 3(産業技術該当有無の確認) ①対象機関は保有している技術が産業技術に該当するか否かについて、産業通商資源部長官に確認を申請することができる。

②第 1 項による確認の手続き・方法等に関する事項は、大統領令で定める。

第 15 条(産業技術侵害の申告等) ①国家核心技術及び国家研究開発事業で開発した産業技術を保有した対象機関の長は、第 14 条の各号のいずれかに該当する行為が発生するおそれがあり、又は発生したときには、即時産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長にその事実を申告しなければならない、必要な調査及び措置を要請することができる。

②産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長は、第 1 項の規定による要請を受けた場合は、第 14 条による禁止行為を認知した場合、必要な調査及び措置を取らなければならない。

第 4 章 産業技術保護の基盤構築及び産業保安技術の開発・支援等

第 16 条(産業技術保護協会の設立等) ①対象機関は、産業技術の流出防止及び保護に関する施策を効率的に推進するため、産業通商資源部長官の認可を受けて産業技術保

護協会(以下「協会」という。)を設立することができる。

②協会は法人とし、その主な事務所の所在地において設立登記を行うことにより成立する。

③設立登記以外の登記を必要とする事項は、その登記後でなければ第三者に対抗できない。

④協会は、次の各号の業務を行う。

1. 産業技術保護のための政策の開発及び協力
2. 産業技術の海外流出関連情報の伝播
3. 産業技術流出防止のための相談・広報・教育・実態調査
4. 国内外の産業技術保護関連の資料収集・分析及び発刊
- 4の2. 国家核心技術の保護・管理等に関する支援業務
5. 第22条第1項による産業技術の保護のための支援業務
6. 第23条の規定による産業技術紛争調停委員会の業務支援
7. その他産業通商資源部長官が必要であると認めて委託するか、又は協会の定款で定めた事業

⑤政府は、対象機関において産業技術の保護のために必要な場合には、予算の範囲内で協会の事業遂行に必要な資金を支援することができる。

⑥協会の事業及び監督等に関する必要な事項は、大統領令で定める。

⑦協会について、この法で規定される事項以外は、「民法」中の社団法人に関する規定を準用する。

第17条(産業技術保護のための実態調査) ①産業通商資源部長官は、必要な場合、対象機関の産業技術の保護及び管理現況に対する実態調査を実施することができる。

②産業通商資源部長官は、第1項の規定による実態調査のために産業技術を保有している対象機関及び関連団体に対して、関連資料の提出又は調査業務の遂行に必要な協力を要請することができる。この場合、その要請を受けた者は、特別な事由がない限り、これに応じなければならない。

③第2項の規定による実態調査の対象・範囲・方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第18条(国際協力) ①政府は、産業技術の保護に関する国際協力を促進するために、関連の保安技術及び専門人材の国際交流、保安技術の国際標準化及び国際共同研究開発等にする必要な国際協力事業を推進することができる。

②政府は、次の各号の事業を支援することができる。

1. 産業保安技術及び保安産業に関する国際的レベルの調査・研究
2. 産業保安技術及び保安産業に関する国際的レベルの人材・情報の交流
3. 産業保安技術及び保安産業に関する国際的展示会・学会等開催
4. その他国際的レベルの対策を策定し、その対策を推進するために必要だと認める事業は、大統領令で定める。

第 19 条(産業技術保護教育) ①産業通商資源部長官は、産業技術の流出防止及び保護のために対象機関の役・職員を対象に教育を実施することができる。

②第 1 項の規定による教育の内容・期間・周期等必要な事項は、大統領令で定める。

第 20 条(産業保安技術の開発支援等) ①政府は、産業技術を保護するために産業保安技術の開発及び専門人材の養成に関する施策を策定して推進することができる。

②政府は、産業技術保護に必要な技術開発を効率的に推進するために対象機関をして第 1 項の規定による保安技術の開発等を実施させることができる。

③政府は、第 2 項の規定により産業保安技術開発の事業等を実施する者に、その事業に所要される費用を出資又は補助することができる。

④第 3 項の規定による出資金の支給・使用及び管理等について必要な事項は、大統領令で定める。

第 21 条(産業技術保護褒賞及び保護等) ①政府は、産業保安技術の開発等産業技術の流出防止及び保護に寄与した功績が大きい者又はこの法律の規定を違反して産業技術を海外に流出した事実を申告した者等に対する褒賞及び褒賞金を支給することができる。

②政府は、この法律の規定を違反して産業技術を海外に流出した事実を通報した者から要請がある場合、それに対して身辺保護等の必要な措置を取らなければならない。

③政府は、産業保安技術の開発等産業技術の流出防止及び保護に寄与した功績が大きい外国人に対する国内定着及び国籍取得を支援することができる。

④第 1 項又は第 3 項の規定による褒賞・褒賞金の支給、身辺保護等の基準・方法及び手続きについての必要な事項は、大統領令で定める。

第 22 条(産業技術保護のための支援) ①政府は、産業技術の保護を促進するために必要と認めれば、次の各号に掲げる事項を対象機関等に支援することができる。

1. 産業技術保安に対する諮問

2. 産業技術保安施設の設置・運営技術の支援
3. 産業技術保護のための教育及び人材養成のための支援
4. その他産業技術保護のために必要な事項

②第1項の規定による支援についての必要な事項は、大統領令で定める。

第5章 補則

第22条の2(産業技術の流出及び侵害行為に対する損害賠償責任) ①第14条による産業技術の流出及び侵害行為(以下、この条において「産業技術侵害行為」という。)を通じて対象機関に損害を加えた者は、その損害を賠償する責任を負う。

②法院は、産業技術侵害行為が故意的であると認められる場合には、次の各号の事項を考慮し損害として認められる金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる。

1. 産業技術侵害行為をした者の優越的地位の有無
2. 故意又は損害発生のおそれを認識した程度
3. 産業技術侵害行為により対象機関が受けた被害規模
4. 産業技術侵害行為を行った者が該当侵害行為により取得した経済的利益
5. 産業技術侵害行為の期間・回数等
6. 産業技術侵害行為による罰金
7. 産業技術侵害行為をした者の財産状態
8. 産業技術侵害行為をした者の被害救済努力の程度

第22条の3(資料の提出) 法院は産業技術の流出及び侵害に関する訴訟において、当事者の申請に基づき相手方の当事者に該当侵害の証明又は侵害により損害額の算定に必要な資料提出を命ずることができる。ただし、その資料の所持者がその資料の提出を拒絶する正当な理由があれば、この限りではない。

第22条の4(秘密保持命令) ①法院は産業技術の流出及び侵害に関する訴訟において、その当事者が保有した産業技術に対し、次の各号の事由を全て疎明した場合には、その当事者の申請により、決定による他の当事者(法人である場合はその代表者をいう。)、当事者のために訴訟を代理する者、その他該当訴訟により産業技術を知った者に、その産業技術を該当訴訟の継続的な遂行以外の目的で使用するか、又はその産業技術に関連するこの項による命令を受けた者以外の者に、公開しないことを命ずることができる。ただし、その申請時点まで他の当事者(法人である場合はその代表者をいう。)、

当事者のために訴訟を代理する者、その他該当訴訟により産業技術を知った者が、第1号で規定された準備書面の閲覧や証拠調査以外の方法でその産業技術をすでに取得した場合は、この限りではない。

1. すでに提出したか、又は提出すべき準備書面又はすでに調査したか、若しくは調査すべき証拠に産業技術が含まれていること

2. 第1号の産業技術が該当訴訟の遂行以外の目的で使用されたか、又は公開されたら当事者の経営に支障を来すおそれがあるため、これを防止するために産業技術の使用又は公開を制限する必要があること

②第1項による命令(以下、「秘密保持命令」という。)の申請は、次の各号の事項に掲げる書面で行わなければならない。

1. 秘密保持命令を受けた者

2. 秘密保持命令の対象になる産業技術を特定するに十分な事実

3. 第1項各号の事由に該当する事実

③法院は秘密保持命令が決定された場合、その決定書の秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

④秘密保持命令は、第3項の決定書が秘密保持命令を受けた者に送達されたときから効力が発生する。

⑤秘密保持命令は、申請を棄却、又は却下した裁判に対して即時に抗告することができる。

第22条の5(秘密保持命令の取消)①秘密保持命令を申請した者又は秘密保持命令を受けた者は、第22条の4第1項による要件を備えてないか、又は備えられなくなった場合、訴訟記録を保管している法院(訴訟記録を保管している法院がない場合は秘密保持命令を受けた法院をいう。)に秘密保持命令の取消しを申請することができる。

②法院は秘密保持命令の取消申請に対する裁判がある場合、その決定書をその申請をした者及び相手方に送達しなければならない。

③秘密保持命令の取消し申請に対する裁判に対しては、即時に抗告をすることができる。

④秘密保持命令を取り消す裁判は、確定されてからその効力が発生する。

⑤秘密保持命令を取り消す裁判を行った法院は、秘密保持命令の取消し申請を行った者又は相手以外の該当産業技術に関する秘密保持命令を受けた者がいる場合は、その者に対し即時に秘密保持命令の取り消し裁判を行った事実を知らせなければならない。

第 22 条の 6(訴訟記録閲覧等の請求通知等)①秘密保持命令が下された訴訟(すべての秘密保持命令が取消された訴訟は除く。)に関する訴訟記録に対し、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の決定があった場合、当事者が同じ項で規定する秘密記載部分の閲覧等について請求をしたが、その請求手続きを該当訴訟において秘密保持命令を受けていない者が手続きを取った場合には、法院書記官、法院事務官、法院主査又は法院主査補(以下、この条において「法院事務官等」という。)は「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の申請を行った当事者(その閲覧等の請求を行ったものは除外する。以下、第 3 項において同じ。)に、その請求した直後にその閲覧等の請求があった事実を知らせなければならない。

②第 1 項の場合に法院事務官等は、第 1 項の請求があった日から 2 週間が過ぎるまで(その請求手続きを行った者に対する秘密保持命令申請がその期間内に行われた場合にはその申請に対する裁判が確定される時点までをいう)その請求手続きを行った者に第 1 項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

③第 2 項は第 1 項の閲覧等の請求を行った者に、第 1 項の秘密記載部分の閲覧等をさせることに対し「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の申請を行った当事者全員の同意がある場合には適用されない。

第 23 条(産業技術紛争調停委員会) ①産業技術の流出に対する紛争を迅速に調停するために、産業通商資源部長官所属の傘下に産業技術紛争調停委員会(以下「調停委員会」)を置く。

②調停委員会は、委員長 1 人を含めた 15 人以内の委員で構成する。

③調停委員会の委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から大統領令で定めるところにより、産業通商資源部長官が専門分野と性別を考慮して任命するか、又は委嘱する。

1. 大学や公認された研究機関で副教授以上又はこれに相当する職にいた者として、技術又は情報の保護関連分野を専攻した者

2. 4 級又は 4 級相当以上の公務員又はこれに相当する職に就いたか、又は就いていた者として、産業技術の流出防止業務に関する経験がある者

3. 産業技術の保護事業を営んでいる企業又は産業技術の保護業務を遂行する団体の役職に就いている者

4. 判事・検事又は弁護士資格がある者

④委員の任期は 3 年とし、連任することができる。

⑤委員長は委員の中から産業通商資源部長官が任命する。

⑥調停委員会の会議は、在籍委員過半数の出席により開会し、出席委員過半数の賛成で議決する。

⑦調停委員会の業務を支援するために協会に事務局を置く。

⑧その他調停委員会の構成・運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第24条(調停部) ①紛争の調停を効率的に遂行するために、調停委員会に5人以下の委員で構成される調停部を置くが、そのうち1人は弁護士資格がある者とする。

②調停委員会は必要な場合、一部紛争において第1項の規定による調停部に一任して調停させることができる。

③第1項の規定による調停部の構成及び運営に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第25条(委員の除斥・忌避・回避) ①委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該紛争調停請求事件(以下“事件”という)の審議・議決から除斥される。

1. 委員若しくはその配偶者又は配偶者であった者が当該事件の当事者か、又は当該事件の共同権利者又は義務者の関係にある場合

2. 委員が当該事件の当事者と親族関係にあるか、又はあった場合

3. 委員が当該事件に関して証言又は鑑定をした場合

4. 委員が当該事件に関して当事者の代理人又は役職員として関与したか、又は関与していた場合

②当事者は、委員に審議・議決の公正性を期待し難い事情がある場合、調停委員会に忌避申請をすることができる。この場合、調停委員会は忌避申請が妥当であると認めるときには、忌避の決定をしなければならない。

③委員が第1項又は第2項の事由に該当する場合には、自らその事件の審議・議決を回避することができる。

第26条(紛争の調停) ①産業技術流出と関連した紛争の調停を望む者は、申請趣旨と原因を記載した調停申請書を調停委員会に提出して紛争の調停を申請することができる。

②第1項の規定による紛争の調停申請を受けた調停委員会は、申請を受けた日から3月以内にこれを審査して調停案を作成しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、調停委員会の議決により1ヵ月単位で3回だけ調停期間を延長することができるが、この場合、事件の当事者に延長期間及び事由を通知しなければならない。

③第2項の規定による期間が経過した場合には、調停が成立されなかったものとみなす。

④調停が申請された場合、被申請人はこれに対し誠実に応じなければならない。

第27条(資料要請等) ①調停委員会は、紛争調停のために必要な資料を紛争当事者に要請することができる。この場合、該当紛争当事者は正当な事由がない限り、これに応じなければならない。

②調停委員会は、必要であると認める場合は、紛争当事者又は参考人をして調停委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

③調停委員会は、第1項の規定による資料要求と第2項の規定による意見陳述を聴取する場合は非公開としなければならない。提出された資料及び聴取された意見に対しては秘密を保持しなければならない。

第28条(調停の効力) ①調停委員会は、第26条第2項の規定により調停案を作成したときには、遅滞なくこれを各当事者に提示しなければならない。

②第1項の規定により調停案の提示を受けた当事者は、その提示を受けた日から15日以内にその受諾可否を調停委員会に通報しなければならない。

③当事者が調停案を受諾したときには、調停委員会は即時に調停調書を作成しなければならない。委員長及び各当事者はこれに記名捺印又は署名しなければならない。

④当事者が第3項の規定により調停案を受諾し、調停調書に記名捺印又は署名した場合には、該当調停調書は裁判上和解と同一の効力を有する。

第29条(調停の拒否及び中止) ①調停委員会は、紛争の性質上調停委員会で調停するのが適合でないと認めるか、又は当事者が不正な目的で調停を申請したものと認められる場合には、該当調停を拒否することができる。この場合、その事由等を申請人に通報しなければならない。

②調停委員会は、申請された調停事件に対する処理の手続き中に一方の当事者が法院に訴えを提起した場合には、その調停の処理を中止し、これを当事者に通知しなければならない。

第30条(調停の手続き等) 紛争の調停方法・調停手続き及び調停業務の処理等に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第31条(準用法律) 産業技術流出に関する紛争調停に関しては、この法律に規定がある場合を除いては、その性質に反しない限り、「民事調停法」の規定を準用する。

第 32 条(手数料) ①第 26 条第 1 項の規定により調停委員会に産業技術流出と関連した紛争の調停を申請する者は、大統領令で定めるところにより手数料を納付しなければならない。

②第 1 項の規定による手数料の金額・徴収方法・徴収手続き等に関する必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 33 条(権限の委任・委託) 産業通商資源部長官は、この法律による権限の一部を大統領令で定めるところにより、補助機関・所属機関の長又は関係中央行政機関の長又は関係専門機関の長に委任又は委託することができる。

第 34 条(秘密保持の義務) 次の各号のいずれかに該当するか、又は該当していた者は、その職務上知った秘密を漏洩するか、又は盗用してはならない。

1. 対象機関の役・職員(教授・研究員・学生を含む。)
2. 第 9 条の規定により国家核心技術の指定・変更及び解除業務を遂行する者又は第 16 条により国家核心技術の保護・管理等に関する支援業務を随行する者
3. 第 11 条及び第 11 条の 2 により国家核心技術の輸出及び海外買収・合併等に関する事項を検討するか、又は事前検討、調査業務を遂行する者
4. 第 15 条の規定により侵害行為の受付及び防止等の業務を遂行する者
5. 第 16 条第 4 項第 3 号の規定により相談業務又は実態調査に従事する者
6. 第 17 条第 1 項の規定により産業技術の保護及び管理現況に対する実体調査業務を遂行する者
7. 第 20 条第 2 項の規定により産業保安技術開発の事業者には雇用され、産業保安技術研究開発の業務を遂行する者
8. 第 23 条の規定により産業技術紛争調停業務を遂行する者
9. 第 33 条の規定により産業通商資源部長官の権限一部を委任・委託を受けて業務を遂行する者
10. 「公共機関の情報公開に関する法律」により情報公開の請求、産業技術関連の訴訟業務等の大統領令で定める業務を遂行しつつ、産業技術に関する情報を知った者

第 35 条(罰則適用における公務員擬制) 次の各号の業務を行う者は、刑法第 129 条乃至第 132 条を適用するにあたっては、これを公務員とみなす。

1. 第 9 条の規定により国家核心技術の指定・変更及び解除業務を遂行する者又は第 16 条により国家核心技術の保護・管理等に関する支援業務を遂行する者
2. 第 11 条及び第 11 条の 2 により国家核心技術の輸出及び海外買収・合併等に関する

事項を検討するか、又は調査業務を遂行する者

3. 第 15 条の規定により侵害行為の受付及び防止等の業務を遂行する者

4. 第 17 条の規定により産業技術の保護及び管理現況に対する実態調査業務を遂行する者

5. 第 23 条の規定により産業技術紛争の調停業務を遂行する者

6. 第 33 条の規定により産業通商資源部長官の権限一部が委任・委託され業務を遂行する者

第 6 章 罰 則

第 36 条(罰則) ①国家核心技術を外国で使用したか、又は使用する目的で第 14 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する行為をした者は、3 年以上の有期懲役に処する。この場合、15 億ウォン以下の罰金を併科する。

②産業技術を外国で使用したか、又は使用する目的で第 14 条各号(第 4 号を除く)のいずれかに該当する行為をした者(第 1 項に該当する行為をした者は除く。)は、15 年以下の懲役又は 15 億ウォン以下の罰金に処する。

③第 14 条各号(第 4 号・第 6 号・第 6 号の 2 及び第 8 号は除く。)のいずれかに該当する行為をした者は、10 年以下の懲役又は 10 億ウォン以下の罰金に処する。

④第 14 条第 4 号及び第 8 号のいずれかに該当する行為をした者は、3 年以下の懲役又は 3 億ウォン以下の罰金に処する。

⑤第 1 項から第 4 項までの罪を犯した者の、その犯罪行為により得た財産は没収する。ただし、その全部又は一部を没収することができないときには、その価額を推徴する。

⑥第 34 条の規定を違反して秘密を漏洩したか、又は盗用した者は、5 年以下の懲役若しくは 10 年以下の資格停止又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

⑦第 1 項及び第 3 項の未遂犯は処罰する。

⑧第 2 項から第 4 項までの規定による懲役刑と罰金刑は、これを併科することができる。

第 36 条の 2(秘密保持命令違反罪) ①国内外で正当な事由なしに秘密保持命令を違反した者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の罪は秘密保持命令を申請した者の告訴がないと公訴を提起することができない。

第 37 条(予備・陰謀) ①第 36 条第 1 項又は第 2 項の罪を犯す目的で予備又は陰謀を企てた者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 36 条第 3 項の罪を犯す目的で予備又は陰謀を企てた者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 38 条(両罰規定) 法人の代表者若しくは法人又は個人の代理人、使用人、その他従業員が、その法人又は個人の業務に関して第 36 条第 1 項から第 4 項までのいずれかに該当する犯罪行為をしたときには、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても各該当条の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、この限りではない。

第 39 条(過怠料) ①次の各号のいずれかに該当する者は、1 千万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 第 10 条第 3 項を違反して国家核心技術の保護措置を拒否・妨害又は忌避した者
2. 第 15 条の第 1 項の規定による産業技術侵害申告を行わなかつた者
3. 第 17 条第 2 項の規定を違反して関連資料を提出しないか、又は虚偽で提出した者

②第 1 項の規定による過怠料は、大統領令で定めるところにより、産業通商資源部長官が賦課・徴収する。

附 則

第 1 条(施行日) この法律は、公布の日から 6 ヶ月を経過した日から施行する。

第 2 条(損害賠償に関する適用例) 第 22 条の 2 の改正規定は、この法律の施行後、最初に提起される産業技術の流出及び侵害行為に関する損害賠償請求の訴えから適用する。